

甲府市納税通知書等発送封筒広告掲載運用基準

平成20年1月7日

(趣旨)

第1条 この運用基準は、甲府市広告掲載要綱（平成19年12月27日制定。以下「要綱」という。）第4及び甲府市広告掲載基準（平成19年12月27日制定。以下「基準」という。）3の規定に基づき、納税通知書等発送封筒及び圧着はがき（以下「封筒及び圧着はがき」という。）の広告掲載に関し、必要な運用基準を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置等)

第2条 広告の規格及び掲載位置等は次のとおりとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）、軽自動車税等の封筒の広告枠については、封筒の裏面を2分割し、2枠を上限として掲載する。
- (2) 軽自動車税納税証明書（継続検査用）及び保険料納付額のお知らせ圧着はがきへの広告枠については、裏面に1枠掲載する。
- (3) 1枠の大きさは、縦5.5cm×横8.5cmとする。
- (4) 表示の色は、単色とする。
- (5) 広告枠の下段に、広告を掲載することが市の新たな財源を確保するための取組みであることを周知するため、当該広告に次の文字を表示する。
「この広告枠は、封筒（圧着はがき）の裏面を有効活用し、広告収入を市民の皆様の暮らしに活かそうとする取組みです。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。」

(掲載の範囲等)

第3条 市税の封筒及び圧着はがきへの広告掲載にあたっては、要綱第3の各号及び基準5、6に掲げるもののほか、次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 固定資産税・都市計画税の封筒については、土地・家屋等不動産に係る収益事業を営む業種又は業者
- (2) 軽自動車税の封筒及び軽自動車税納税証明書（継続検査用）圧着はがきについては、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型特殊自動車に係る収益事業を営む業種又は業者
- (3) 保険料納付額のお知らせ圧着はがきについては、医業若しくは歯科医又は病院若しくは診療所、介護保険事業に関わる収益事業を営む業種又は業者、有料老人ホーム関係事業者、墓地及び墓石若しくは葬祭関係事業者
- (4) 市税の滞納のある業者（ただし、保険料納付額のお知らせ圧着はがきについては、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納のある業者）

- (5) 法令等に定める申告をしていない業者
- (6) その他封筒に掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(広告掲載期間等)

第4条 封筒は、単色印刷で次の納税通知書等を1年度分発送する間、これを使用するものとする。掲載期間及び封筒枚数については、募集の際にその旨を明示する。

- (1) 固定資産税・都市計画税の納税通知書
- (2) 市県民税の納税通知書（普通徴収）
- (3) 軽自動車税の納税通知書
- (4) 軽自動車税納税証明書（継続検査用）及び保険料納付額のお知らせ圧着はがき
- (5) その他市税に関する書類を発送する封筒及び圧着はがき等で、市長が必要と認めるもの

(広告掲載料)

第5条 各封筒の1枠当たりの広告掲載料（消費税相当額を含む。）は、封筒及び圧着はがきの印刷枚数1,000枚当り1,047円とする。

(広告掲載の募集及び広告掲載の申込方法)

第6条 広告掲載希望者の募集は、要綱第5第1項の規定に基づき、広告の規格、広告の掲載場所、発送予定枚数、選定方法その他必要な事項を明らかにして、ホームページ、広報こうふ等を利用して行う。

- 2 募集期間が過ぎても広告掲載の希望がない場合は、要綱第5第3項の規定に基づき団体又は企業に個別に広告掲載を案内し、あつせんすることができる。
- 3 広告掲載を希望する者は、要綱第6に定める広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、募集期間内に企画財務部企画財務総室総務課税制係に申し込まなければならない。

(広告掲載の審査及び承認)

第7条 前条3項に規定する広告掲載の申込みがあったときは、募集期間満了後、速やかに広告審査委員会で広告掲載の可否を決定し、要綱第7第2項に定める広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告不掲載通知書（第3号様式）を申込者に通知するものとする。

- 2 審査は、要綱、基準及び甲府市納税通知書等発送封筒広告掲載運用基準に基づいて行うものとする。
- 3 選考における承認の優先順位の基準は、別表のとおりとする。ただし、別表の承認の優先順位の基準において広告掲載の承認を受ける者を決定できないときは、抽選により

決定するものとする。

- 4 広告を掲載する枠は、広告掲載の承認を受けた者の希望を優先するが、希望が同一枠に重複した場合は、抽選により決定する。
- 5 広告掲載の承認をした後に、広告の内容、デザイン等が要綱、基準及び甲府市納税通知書等発送封筒広告掲載運用基準に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると市長が認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、要綱第8の規定に基づき 広告掲載料を指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 要綱第9の規定に基づき既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部返還することができる。

- 2 返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消)

第10条 要綱第10の各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すものとする。

- (1) 広告主である企業や団体の倒産、解散等の事態が生じたとき。
- (2) 広告主が広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承認したとき。
- (3) 広告主が広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を掲載しないとき。
- (4) 広告の原稿が指定期日までに提出されないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告主の責務)

第11条 要綱第11の各項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 広告主は、広告に、広告主の名称、所在地及び電話番号を表示しなければならない。
- (2) 広告主の責任により封筒の広告掲載が適当でなくなった場合において、既に市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。

附 則

この基準は、平成20年1月7日から施行する。

この基準は、平成20年10月17日から施行する。

ただし、別表については、平成20年12月1日から施行する。

この基準は、平成20年1月20日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度中に広告掲載を承認したものについては、なお従前の例による。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(優先順位)

- 1 国、地方公共団体、公社、公団及びそれに類するものの広告
- 2 公益社団法人・公益財団法人・特例民法法人及び公益的団体の広告
- 3 一般社団法人・一般財団法人
- 4 私企業のうち次に掲げる公共性を有する企業の広告
 - ①甲府市指定金融機関及び甲府市収納代理金融機関、郵政、電気、ガス供給、
 - ②電信電話、旅客運輸、新聞、放送等
- 5 市内の商店街、市場又は専門店街等の連合会の広告
- 6 市内に事業所を有する私企業及び自営業の広告（前記3に掲げるものを除く。）
- 7 前記1～6に掲げるもの以外の広告